

湖周行政事務組合廃棄物処理施設の設置管理等に関する条例

平成 28 年 4 月 1 日

条例第 1 号

改正 平成 30 年 4 月 1 日条例第 1 号

平成 31 年 3 月 29 日条例第 1 号

令和 2 年 4 月 1 日条例第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）及び地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 1 項の規定に基づき、一般廃棄物処理施設（以下「処理施設」という。）の設置及び管理等について必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第 2 条 処理施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
諏訪湖周クリーンセンター	岡谷市字内山 4769 番 14

(定義)

第 3 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 組織市町 岡谷市、諏訪市及び下諏訪町をいう。
- (2) 住民 組織市町の区域で日常生活を営む住民をいう。
- (3) 事業者 組織市町の区域で事業活動を行う事業者をいう。
- (4) 廃棄物 法第 2 条第 1 項に規定する廃棄物をいう。
- (5) 一般廃棄物 法第 2 条第 2 項に規定する一般廃棄物をいう。
- (6) 家庭系一般廃棄物 一般家庭の日常生活に伴って生じた一般廃棄物をいう。
- (7) 事業系一般廃棄物 事業活動に伴って生じた一般廃棄物をいう。

(処理対象廃棄物)

第 4 条 組合長が処理施設で処理する廃棄物は、次に掲げるものとする。

- (1) 組織市町の区域内において排出された家庭系一般廃棄物及び事業系一般廃棄物のうち、可燃性の物
- (2) その他組合長が処理することが必要であると認める廃棄物

(搬入者)

第5条 処理施設に廃棄物を搬入することができる者（以下「搬入者」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 組織市町
- (2) 組織市町の住民
- (3) 組織市町の事業者で自ら一般廃棄物を処理施設に搬入する者
- (4) 組織市町が委託した者
- (5) 法に基づき、組織市町の長の許可を受けて業とする者
- (6) その他組合長が特に認める者

(受入基準)

第6条 搬入者は、処理施設に廃棄物を搬入するときは、規則で定める基準（以下「受入基準」という。）に従わなければならない。

(受入拒否)

第7条 組合長は、搬入者が受入基準に従わないときその他の規則で定める事項に該当するときは、当該搬入者が搬入する廃棄物の受入れを拒否することができる。

(手数料)

第8条 組合長は、廃棄物の処理に関して次の各号に掲げる手数料の種類に応じ、当該各号に定める金額を徴収する。ただし、搬入者が組織市町との収集運搬業務の委託契約に基づき、一般廃棄物を搬入したときは、手数料を徴収しない。

- (1) 一般廃棄物処理 別表に定める金額
- (2) ICカードの発行及び再発行 1件 2,000円

(令和2条例1・一部改正)

(手数料の徴収方法)

第9条 前条の手数料の徴収方法は、規則で定める。

(手数料の減免)

第10条 組合長は、特別の理由があると認めるときは、第8条に規定する手数料を減額し、又は免除することができる。

(報告の徴収)

第11条 組合長は、廃棄物を処理施設に搬入する者その他の関係者に対し、必要な報告を求めることができる。

(技術管理者の資格)

第12条 法第21条第3項の条例で定める資格は、次のとおりとする。

- (1) 技術士法(昭和58年法律第25号)第2条第1項に規定する技術士(化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第二次試験に合格した者に限る。)
- (2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士(前号に該当する者を除く。)であつて、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (3) 2年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあつた者
- (4) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学(短期大学を除く。次号において同じ。)又は旧大学令(大正7年勅令第388号)に基づく大学の理学、薬学、工学若しくは農学の課程において衛生工学(旧大学令に基づく大学にあつては、土木工学。次号において同じ。)若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 学校教育法に基づく短期大学(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。)若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学(旧専門学校令に基づく専門学校にあつては、土木工学。次号において同じ。)若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した(同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (7) 学校教育法に基づく短期大学(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。)若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した(同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (8) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)に基づく中等学校において土木科、化学科若しくはこれらに相当する

学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(9) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令に基づく中等学校において理学、工学、農学に関する科目若しくはこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(10) 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(11) 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

(平成31条例1・一部改正)

(損害賠償)

第13条 処理施設に損害を加えた者は、組合長が相当と認める額を賠償しなければならない。

(補則)

第14条 この条例の施行に関して必要な事項は、組合長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(準備行為)

2 処理施設を供用するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

附 則 (平成30年条例第1号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年条例第1号)

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、別表の改正規定は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の湖周行政事務組合廃棄物処理施設の設置管理等に関する条例別表の規定は、この条例の施行の日以後に処理するものに係る手数料について適用し、

同日前に処理するものに係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（令和 2 年条例第 1 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表の改正規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の湖周行政事務組合廃棄物処理施設の設置管理等に関する条例別表の規定は、この条例の施行の日以後に処理するものに係る手数料について適用し、同日前に処理するものに係る手数料については、なお従前の例による。

別表（第 8 条関係）

（平成 3 0 条例 1 ・平成 3 1 条例 1 ・令和 2 条例 1 ・一部改正）

廃棄物区分	手数料
家庭系一般廃棄物	10 キログラム当たり 110 円
事業系一般廃棄物	10 キログラム当たり 160 円
犬、ねこ等の死体	1 体につき 940 円

備考

- 1 搬入量が 1 0 キログラム未満のときは、1 0 キログラムとみなす。
- 2 搬入量が 1 0 キログラムを超えるときは、5 キログラム未満の端数は切り捨てるものとし、5 キログラム以上 1 0 キログラム未満の端数は、1 0 キログラムとして計算する。
- 3 家庭系一般廃棄物において、組織市町が指定するごみ袋を使用して搬入したときは、無料とする。